

北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年2月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号

北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 医療給付専門員

第3条中「非常勤の職員」の次に「（医療給付専門員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 医療給付専門員の報酬の額は、月額26万9,900円以内で広域連合長が別に定める。

第4条第1項中「報酬」の前に「前条第1項に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該非常勤の職員が同一の日に2以上の職務に従事した場合にあっては、重複して支給しない。

第4条第2項を次のように改める。

2 前条第2項に規定する報酬の支給方法は、派遣職員に対して支給される給与の例による。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。